

# **軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて**

**平成25年10月**

**白老町 健康福祉課 介護保険グループ**

# 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

平成18年4月から、軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与について、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の種目は保険給付の対象外となっています。

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、例外給付として福祉用具貸与が行われ、例外給付の対象とする状態像の判断方法としては、要介護認定の認定調査結果を活用して客観的に判断することとなっています。

さらに、平成19年4月に、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの一部見直しが行われ、上記の対象以外にも様々な疾患により厚生労働省の示した状態に該当する者に対しても福祉用具の貸与が可能となっています。

また、平成24年の制度改正において自動排泄処理装置が新たに追加されました。この品目については、要介護3以下の方について例外給付の手続きが必要となります。

これらのことを踏まえ、本町では、これまで軽度者に対する福祉用具貸与の希望があった場合、ケアマネジャーの個別協議により福祉用具貸与について可否を判断していましたが、事務の効率化と介護給付の適正化の観点から、今後の取扱いについて下記のとおり運用します。

## 1. 運用開始日 平成25年10月1日から

## 2. 対象者

要支援1、要支援2、要介護1の被保険者

ただし、下記の**3. 対象種目**のうち（9）「自動排泄処理装置」の場合は要介護2及び要介護3の被保険者を含みます。

## 3. 対象種目

- （1）車いす
- （2）車いす付属品
- （3）特殊寝台
- （4）特殊寝台付属品
- （5）床ずれ防止用具
- （6）体位変換器
- （7）認知症老人徘徊感知機器
- （8）移動用リフト（つり具を除く）
- （9）自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

※「自動排泄処理装置」には、尿のみを自動的に吸引する機能のものを除きます。

## 4. 軽度者における例外給付の取扱いの流れ

### (1) 基本調査の確認

要支援1から要介護1まで（自動排泄処理装置の場合は要介護3まで）の被保険者に対し、**3. 対象種目**に定める福祉用具を貸与する場合、直近の認定調査の結果が、「**軽度者への福祉用具貸与の例外給付フロー図**」に従い、**表1**で定める基本調査結果に当てはまるか確認してください。

当てはまる場合は、例外給付の必要性について、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断します。**（町へ確認依頼申請書の提出は不要）**

なお、基本調査の確認項目がない「車いす及び車いす付属品」の【②日常生活範囲における移動の支援が特に必要】及び「移動用リフト」の【③生活環境において段差が解消が必要】については、該当するかどうかの判断及び例外給付の必要性は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断してください。**（町へ確認依頼申請書の提出は不要）**

### (2) 主治医からの情報の取得及びサービス担当者会議の開催

基本調査の結果のみでは例外給付の対象とならない事例についても、次のアとイの要件をすべて満たし、これらについて白老町の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。**（町へ確認依頼申請書の提出が必要）**

ア 主治医意見書、診断書又は医師の医学的所見が記載された書類において表2に該当する旨が判断されていること。

イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具を貸与することが被保険者に対して特に必要である旨が判断されていること。

### (3) 軽度者に対する福祉用具貸与確認依頼申請書（以下、「確認依頼申請書」）の提出

前記（2）において、福祉用具を貸与することが被保険者に対して特に必要であると判断した場合、健康福祉課介護保険グループに次のものを提出し確認を受けてください。

①確認依頼申請書

②医学的所見が明記された書類(※)

③サービス担当者会議等の記録の写し

④居宅（介護予防）サービス計画書の写し（被保険者本人又はその家族の同意のあるもの）

※ ②の「医学的所見が明記された書類」について、単に「福祉用具〇〇が必要」ではなく、疾病その他の原因及びそれに起因する状態像が具体的に記載されている事。また、書面以外の方法で聴取した場合、聴取の経過及び内容等の詳細について③の「サービス担当者会議等の記録」に明記している場合に限り添付を省略することができます。

## 5. 確認依頼申請の結果通知

健康福祉課介護保険グループは、確認依頼申請書等の提出書類の記載内容を下記の判断基準に照らし合わせ、例外給付の可又は不可をケアマネジャー等に通知します。

確認可（例外給付可） の判断基準	以下①から③までの全てが書面で確認できる場合、確認可の判断とします。	
	①	居宅（介護予防）サービス計画書に「利用者またはその家族の同意」、「医師の所見」、「医師氏名」、「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されていること。
	②	サービス担当者会議の記録等に「開催日」、「出席者」、「福祉用具貸与の例外給付について検討内容」等が記載されていること。
確認不可（例外給付不可） の判断基準	③	主治医意見書、医師の診断書等（文書による照会の回答等）、医師からの所見を聴取した記録（聴取日時、方法、内容、医師氏名が必要）に「被保険者氏名、医師氏名、疾病名」、「状態像（ⅠからⅢまで）のどれに該当するか」、「どのような動作等が困難なのか」、「そのため必要となる福祉用具の種目」等が記載されていること。
	上記①から③までのうち、一つでも書面で確認できない場合は、確認不可の判断とします。	

## 6. 確認の効力について

例外給付の適用開始は、確認依頼申請書に記載の開始予定日から算定可能となります。

なお、貸与開始後に確認依頼申請書の提出があった場合は、最大で申請書を受理した日の属する月の1日まで遡及可能とします。

## 7. 確認依頼申請書の提出時期について

- (1) 新たに福祉用具の貸与を開始するとき（原則として、サービス提供開始前に確認依頼申請書を提出してください。）
- (2) 要介護・要支援認定が更新されたとき
- (3) 要介護・要支援認定が区分変更されたとき

## 軽度者への福祉用具貸与の例外給付フロー図

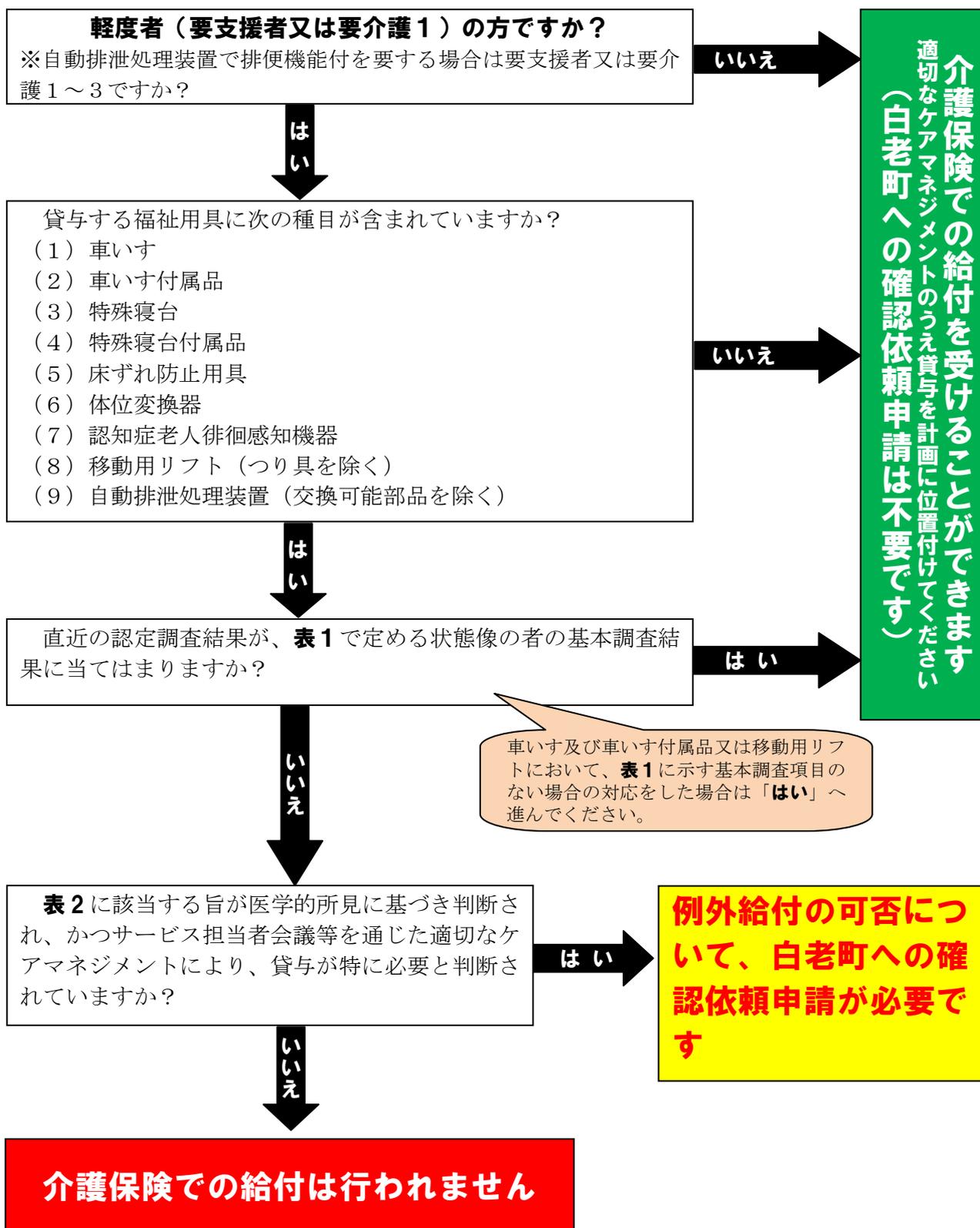


表1

種目	状態像	認定基本調査の結果
<b>ア・車いす</b> <b>・車いす付属品</b> ※①②のいずれかに該当	①日常的に歩行が困難	基本調査1-7：歩行 「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要	※主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断する。
<b>イ・特殊寝台</b> <b>・特殊寝台付属品</b> ※①②のいずれかに該当	①日常的に起き上がりが困難	基本調査1-4：起き上がり 「3. できない」
	①日常的に寝返りが困難	基本調査1-3：寝返り 「3. できない」
<b>ウ・床ずれ防止用具</b> <b>・体位変換器</b>	日常的に寝返りが困難	基本調査1-3：寝返り 「3. できない」
<b>エ・認知症老人徘徊感知機器</b> ※①②のいずれにも該当	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある	基本調査3-1：意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または基本調査3-2～3-7：記憶・理解のいずれか「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15：問題行動のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない	基本調査2-2：移動「4. 全介助」以外
<b>オ・移動用リフト</b> (つり具の部分を除く) ※①②③のいずれかに該当	①日常的に立ち上がりが困難	基本調査1-8：立ち上り 「3. できない」
	②移乗の一部介助または全介助が必要	基本調査2-1：移乗 「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要	※主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
<b>カ・自動排泄処理装置</b> <b>【排便機能付き】</b> (交換可能部品を除く) ※①②のいずれかに該当	①排便において全介助を必要とするもの	基本調査2-6：排便 「4. 全介助」
	②移乗において全介助を必要とするもの	基本調査2-1：移乗 「4. 全介助」

※ アの②及びオの③については、該当する認定調査項目がないため、上記の取扱いとなります。

表2

事例類型		状態像の例	必要となる福祉用具の例
I 状態の変化	疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に表1に該当する者	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって表1で定める福祉用具が必要な状態となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特殊寝台</li> <li>■ 床ずれ防止用具</li> <li>■ 体位変換器</li> <li>■ 移動用リフト</li> <li>■ 自動排泄処理装置</li> </ul>
		重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、表1で定める福祉用具が必要となる。	
II 急性憎悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1に該当するに至ることが確実に見込まれる者	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間のうちに表1で定める福祉用具が必要となる。	
III 医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1に該当すると判断できる者	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	■ 特殊寝台
		重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	
		重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要性を医師からも指示されている。	
		脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発作リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 床ずれ防止用具</li> <li>■ 体位変換器</li> </ul>
		人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。	■ 移動用リフト

※ 事例内容（例）で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。

※ また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。